# 25年度予算が成立しました

25年度予算が、去る3月26日、第1回市議会定例会にて、一般会計予算は修正可決され、特別会計予算は原案の通り可決され成立しました。

一般会計予算は、前年度比1億3775万9000円、0・4%減の386億5124万1000円となりました。

また、一般会計予算額に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の4特別会計の予算額を合計すると、642億3325万4000円で、前年度比7億2955万2000円、1・1%の増となりました。

内容については、広報5月1日号でお知らせします。

詳しくは財政課☎470・7706へ。

# 25年度 国民健康保険税（国保税）の税率などが改定になります

国民健康保険税（国保税）を改定する条例案が、3月の第1回市議会定例会で可決されました。25年度は一般医療費の不足分を賄うため、調定総額約8100万円の改定を行いました。

これにより、一人平均で年額約2100円の上昇となります。医療費の上昇や国保税の税収が伸び悩む厳しい財政状況の中の改定に、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 国民健康保険（国保）の財政状況

国保制度の財源は、国や都などの公費による負担と、加入者に納めていただく国保税によって支えられていますが、急速な高齢化や医療技術の高度化などから、市町村国保の財政状況は極めて厳しい運営を強いられています。そのため東久留米市国保特別会計の年間収支は、一般会計からの法定外繰り入れ（23年度決算では4億5000万円）などを行うことで保たれているのが現状です（表1）。

## 改定の内容

市では、ジェネリック医薬品の使用促進案内や、特定健診などの受診率向上により、医療費抑制の取り組みを行っています。しかしながら、医療費は毎年増加傾向にあり、今年度についても一般医療費（国保で病院へ支払う費用）において、当初予算で、約3億3000万円の増加が見込まれています（表2）。

そこで安定した国保制度の運営を確保し、医療費の増加に伴う財源不足を補うため、国保税の税率などを改定することになりました。

また、国保税の計算方式に用いられる「資産割」についても改定を行っており、資産割の無い賦課方式に変更するとして、23年度から3年間で徐々に減じて、25年度をもって廃止することとしました（表3）。

なお、今年度の予算編成に当たっては、一般会計からの法定外繰り入れを約8億4300万円、国保事業運営基金から1億7000万円の投入を行い、改定幅の抑制や財源不足を補いました。

詳しくは保険年金課☎470・7733へ。

表1　23年度国民健康保険特別会計の歳入決算状況

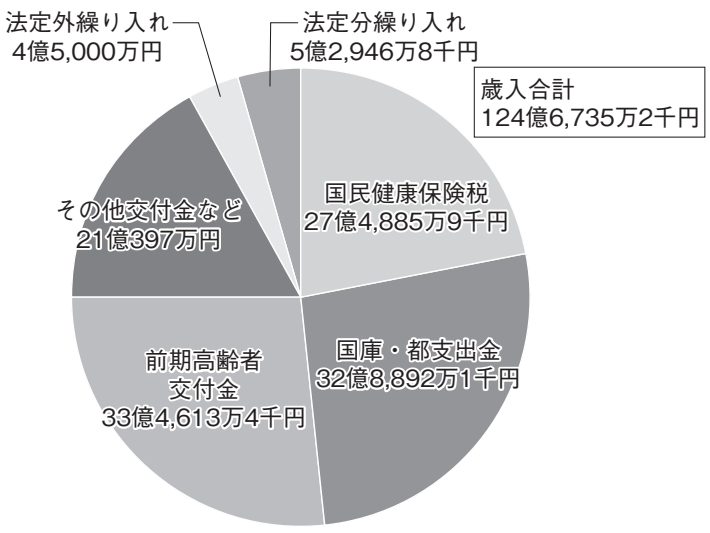


表2　医療費の推移（一般分）

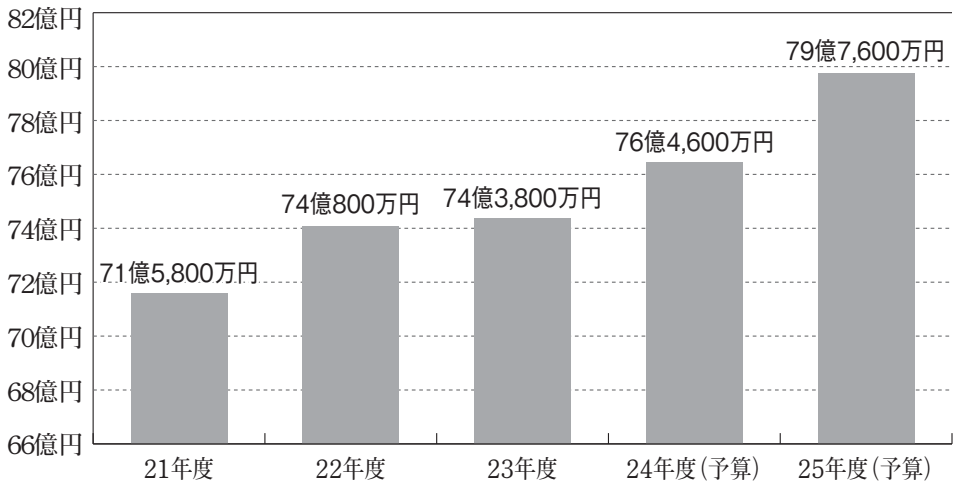


表3　税率改定表

| | 年度 | 所得割率 | 資産割率 | 均等割額 | 平等割額 | 課税限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療分 | 24 | 3.87% | 4.20% | 23,600円 | 6,100円 | 510,000円 |
| | 25 | **4.23%** | **廃止** | **24,700円** | **6,400円** | |
| 後期高齢者支援分 | 24 | 1.80% | 1.00% | 10,000円 | 2,500円 | 140,000円 |
| | 25 | **1.84%** | **廃止** | | | |
| 介護分 | 24 | 1.36% | 2.30% | 8,600円 | 4,300円 | 120,000円 |
| | 25 | **1.43%** | **廃止** | | | |

# 国民年金だより

## 納付が困難な学生の方は、学生納付特例をご利用ください

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種専門学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生納付特例制度の承認を受けずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故や病気などにより障害の状態になった場合でも、障害基礎年金などの保障を受けることができなくなります。25年度の学生納付特例制度の申請（年度ごとに申請）は、4月から受け付けています。

申請の際は、年金手帳と新年度に更新された有効期限のある学生証を持参してください。同一世帯の家族が申請する場合は、認め印も必要です。

承認された期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に計算されますが、年金額の計算には入りません。また、承認された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めることができ（追納）、追納すると将来受け取る年金額を増やすことができます。

4月中は24年4月～25年3月の学生納付特例の申請をさかのぼって受け付けます。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411または市保険年金課☎470・7732へ。

# 5月のお気軽に無料相談

《事前に電話でご予約を》

| 相談名 | 相談日時 | | 相談員 | 予約開始日・定員など | | 会場 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 法律相談 | 1日・8日 | いずれも水曜日午前10時から | 弁護士 | 4月25日(木)・各日8人 | 午前8時半から電話で生活文化課☎470・7738 | 市役所2階相談室 |
| | 15日・22日 | | | 5月9日(木)・各日8人 | | |
| 登記相談 | 1日(水)午後1時から | | 司法書士 | 4月26日(金)・5人 | | |
| 表示登記相談 | 1日(水)午後1時から | | 土地家屋調査士 | 4月26日(金)・5人 | | |
| 税務相談 | 8日(水)午後1時から | | 税理士 | 5月2日(木)・5人 | | |
| 人権身の上相談 | 15日(水)午後1時から | | 人権擁護委員 | 5月10日(金)・4人 | | |
| 不動産相談 | 15日(水)午後1時から | | 宅地建物取引主任者 | 5月10日(金)・5人 | | |
| 交通事故相談 | 22日(水)午後1時から | | 弁護士 | 5月16日(木)・5人 | | |
| 相続・遺言・成年後見等手続相談 | 8日(水)午前10時から | | 行政書士 | 5月2日(木)・4人 | | |
| 年金・労災・雇用保険・人事管理等相談 | 22日(水)午前10時から | | 社会保険労務士 | 5月16日(木)・4人 | | |
| 経営相談 | 平日の午前10時～午後4時 | | 市商工会経営指導員 | 前日までに東久留米市商工会☎471・7577 | | 東久留米市商工会館 |
| 女性の悩みごと相談 | 1日・8日・13日 | いずれも午後1時半～4時半 | 女性カウンセラー | 4月17日(水)・各日3人 | 午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061 | 男女平等推進センター |
| | 20日・27日 | | | 4月26日(金)・各日3人 | | |
| 女性弁護士による法律相談 | 10日(金)午前9時半～午後0時半 | | 女性弁護士 | 4月26日(金)・3人 | | |
| 教育相談室 | 火曜～土曜日 | 午前10時～午後5時 ※電話相談も可 | 教育相談員 | 中央相談室☎473・3667（成美教育文化会館内教育センター） | | |
| | 月曜～金曜日 | | | 滝山相談室☎475・8909（西中学校隣） | | |
| 母子相談 | 開庁日 | | 母子自立支援員 | 子育て支援課☎470・7736 | | |

《直接会場へどうぞ》

| 相談名 | 相談日時 | 相談員 | 会場 |
|---|---|---|---|
| 知的障害者相談 | 8日（水）午前10時～正午 | 知的障害者相談員 | 市役所1階相談室 |
| 身体障害者相談 | 10日（金）午前10時～正午 | 身体障害者相談員 | |
| 心身障害者（児）相談 | 平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可☎477・2711 | さいわい福祉センター指導員 | さいわい福祉センター |
| 職業相談 | 開庁日の午前9時～午後5時 | ハローワーク三鷹職員 | 市役所1階ワークコーナー |
| 住宅増改築相談 | 9日（木）午前10時～午後4時 | 市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会 | 市役所1階屋内ひろば |
| 消費者相談 | 平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可☎473・4505 | 消費生活相談員 | 生活文化課（市役所2階） |

《訪問します》

| | | | |
|---|---|---|---|
| 妊婦訪問 | 訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022 | 助産師・保健師 | ご自宅 |
| 赤ちゃん訪問 | | | |

※東京都でも、「交通事故相談」☎03・5320・7733を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせてください

◆行政相談……5月8日（水）午後1時～4時、市役所2階相談室。篠宮松美氏（南町、☎465・1839）▽岡部佳子氏（幸町、☎474・0379）▽内田國夫氏（弥生、☎462・7265）